

下水道事業と水道事業の組織統合に向けた取り組みについて

1 趣旨・目的

下水道事業（都市局下水道室）と水道事業（水道局）は、それぞれの分野において民間活力の活用や職員数の削減等による経営改善に取り組みながら事業の推進に取り組んでいるところですが、水需要の減少、施設の老朽化、上下水道管の耐震化や災害危機管理体制の確立など様々な共通課題が顕在化しております。

これらの水行政分野の課題に効率的かつ機能的に対応し、市民の安全・安心な暮らしを確保するために、都市局下水道室と水道局を統合し、上下水道事業の将来に渡り持続可能な組織体制と経営基盤の強化を図るものです。

なお、下水道事業と水道事業は、その経費をその経営に伴う収入をもって行うことが地方財政法により規定されている法定事業であることから、組織統合後も経理は事業ごとに行います。

2 地方公営企業法

地方公営企業法（以下「法」という。）は、地方公共団体が経営する企業の経済性の発揮等を確保することを目的に昭和27年に制定された法律で、組織統合に際しては、下水道事業への法の全部適用が必要となります。その規定は「財務」、「組織」、「職員の身分」に大別されており、下水道事業では平成28年度に法の一部（財務規定等）を適用し、現在は公営企業会計による経営を行っています。

※地方公営企業法の特徴

項目	内容
財務	公営企業会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引との区分等）の採用により経営内容が明確となる。
組織	管理者を設置する。管理者は、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営基準などの業務執行について独自の権限を有する。
職員の身分	企業職員として「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の適用を受ける。

3 状況

(1) 本市

本市の水道事業は、昭和3年3月に臨時水道部を設置して整備を進め、昭和6年2月に給水を開始しました。水道事業については法の規定の全部が当然に適用される事業とされ、本市においても職員数の増加に伴い昭和31年度に法適用を行いました。

一方、下水道事業は、明治44年8月に下水道事業を開始した後、昭和33年に下水道法が制定され、環境汚染に対する急速な対策として国主導による整備が推し進められてきたこともあり、下水道事業に対する法適用は任意とされてきました。

(2) 国

令和6年度に水道行政の大部分が、厚生労働省から下水道行政を所管する国土交通省へ移管され、老朽化対応や災害時復旧支援なども含め、上下水道を一体的に担う体制となります。

(3) 他市

兵庫県内では、尼崎市が令和2年度に、姫路市が令和4年度に組織統合を行ったことで、神戸市と本市を除く全ての自治体が下水道事業と水道事業を同一の組織で運営しており、また、宝塚市、川西市、西宮市及び伊丹市なども下水道事業の公営企業会計移行時には水道事業との統合を行っていませんでしたが、その後法を全部適用して組織統合を実施しています。なお、全国の中核市（令和5年4月1日現在）では、56市（水道広域化により組織を別にした5市及び本市を除く。）のうち約9割となる49市が組織統合等を行っています。

4 今後の予定

組織統合については、2段階での実施を予定し、各段階において組織体制、事務分掌及び配置人員を精査したうえで、関係例規の改正等を行います。

第1段階 下水道事業に法の全部適用を行い、組織統合を先行

執務場所は、現在の中崎（水道事業）と大久保（下水道事業）の2拠点となりますが、業務の一元化や平常時・災害発生時の連携強化を進めます。

第2段階 上下水道庁舎の供用開始に合わせ、改めて最適な組織へ再編

両組織が同じ庁舎へ移転し、業務の一元化と連携強化を拡充するとともに、資産の共有化によるコスト削減、窓口のワンストップ化による市民サービスの向上等を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
法適用準備					
例規整備作業等					
組織統合 第1段階		→			
統合後の検証・課題抽出					
組織再編の検討					
例規整備作業等					
組織再編 第2段階					→